

記載要領

排水設備調書 (新設、増設、改築)

※該当しないものを二重線で消す

※検査立会者

責任技術者
※瀬戸市に
登録済みの
責任技術者
の押印

計画確認	課長	補課佐長	係長	※新たに下水道を使用する場合：新設 今まで下水道を使用していた場合：増設or改築	審査員
竣工確認	課長	補課佐長	係長	係	検査員

経営係

設置場所	瀬戸市 ※他の申請書類の設置場所と合わせる				
区分	住	所	氏名	電話番号	
申請者	※・他の申請書類と合わせる ・申請者、義務者、使用者が同じ場合でもそれぞれ記入する ・日付や氏名及び住所等修正テープは使用しない				
義務者					
※土地の所有者 使用者					
付近見取図 (設置場所の町名を記載すること)		※受付	年 月 日 第 号		
・この見取図で現地到着できるよう目印となる建物等記入する 原則、住宅地図を使用し、インターネット地図は使用しない (住宅地図がない場合は要相談) ・町名がわかるよう記入する ・申請地は赤枠で囲い、中央になるようにする		設計 年 月 日	※計画図面を作成した日		
		※審査	年 月 日		
		着手 予定年月日	※排水設備計画確認申請書の 日付と合わせる		
		使用開始 予定年月日	年 月 日		
		※検査	年 月 日		
※該当しないものを二重線で消す 家区分は建築物の区分を記載 トイレ区分は申請前の状況を記載		量水器 口径	※集合住宅は別紙で一覧表作成 ・水道メーター未設置の場合 鉛筆にて"未定"と記載		
		量水器 番号			
家区分		既存・新築・改築・増築			
トイレ 区分		合併浄化槽・単独浄化槽・くみ取り			
取付管・取付桝断面図 (官民境界から取付桝までの距離を記載すること)		改造 見積額	金 万円 ※浄化槽、くみ取りからの改造費		
・本管の管種及び口径、取付管の管種及び口径を記載する ・官民境界の位置を記載する ・本管土被り、官民境界での土被り、本管出幅、取付桝出幅等を記載する (取付桝の出幅は、裏面の平面図と同じことを確認する) ・取付桝の官民境界からの出幅は、計画確認申請時に未定であっても計画 寸法を必ず記載する(出幅1m以内、鉛筆書き可) ・取付管を新たに設置する場合、既設取付管があるが取付管竣工図がない 場合等、断面図の各寸法が未定であっても可能な範囲で計画寸法を記載 する(鉛筆書き可) ・"取付管未施工"・"取付管竣工図なし"・"施工後記入"など、状況に応じ 断面図右上に鉛筆で記載する ・取付管が2箇所以上ある場合は別紙に記載する		取付管	既設・新設 ※取付管が既にある場合：既設 取付管を新たに設置する場合：新設		
		用 途	※		
		メーター	既設・新設	※ m3	
		くみ取り 業者名	※未決定の場合 鉛筆にて"未定"と記載		
		くみ取り日	年 月 日		
既設排水 設備の利用		有 ・ 無			
		※有の場合はチェックリスト提出 (取付桝のみ既設でも提出する)			

指定工事店名 瀬戸市に登録した指定工事店名
営業所、支店名まで記載

※印は記入しないでください。
200g/㎡(180K)程度のA4ケント紙で印刷してください。

※指定の厚さのA4ケント紙を使用

排水設備平面図

(取付桝設置位置のオフセットを記載すること)

【主な記載事項】

- ・建物内及び敷地内の既設及び新設の管(汚水、雨水)や桝(汚水、雨水)
- ・汚水管と雨水管が混同しないよう色分けする（表示例：汚水は赤、雨水は緑(青)）など、図面の見易さに配慮する
- ・新設の管、桝は実線、既設の管、桝は破線で表記する
- ・それぞれの管の延長、口径、勾配及び桝の口径、深さ、高さ等
(平面図に記載する数値の単位、表記数値、記号等は、下水道排水設備指針と解説(日本下水道協会)に準ずる)
- ・取付桝のオフセット(隣地境界または構造物等からの距離、官民境界からの出幅)
- ・ガーデンパン、給湯器等の位置

【注意事項】

- ・排水管(汚水管、雨水管)の延長は管径の120倍を超えないこと
→排水管の管径がφ100mmなら12mを超えないこと
- ・排水管の土被りは20cm以上確保する
- ・排水管の勾配は基本的に1/50以上とれるよう設計する
- ・浄化槽の排水管口が側溝に残る場合、モルタルでふさぐ等の処理を必ず行う
- ・ガーデンパンからの排水は汚水への接続が基本
(φ30cm以上の溜桝を経由する場合は雨水への接続を可とする場合あり)
- ・給湯器、受水槽等のドレン排水は汚水、雨水どちらにも接続可
- ・雨水桝に浸透桝は使用しないこと
- ・寸法の引き出し線は、排水管等と平行に記載する
- ・その他、分からないことが発生した場合は、必ず事前に瀬戸市の担当者に相談する
- ・申請時に提出した図面で施工ができず、変更する必要がある場合は瀬戸市の担当者に連絡すること
- ・工事は必ず審査を終えた後に着手する

【その他】

- ・申請時の図面(排水設備平面図)は修正できる状態で審査を受けること
(普通紙で印刷、台帳にホッチキス等で仮留めし、審査後、指示を受けた場合に修正できるように)
- ・完了時は台帳に直接印刷することを基本とする
(普通紙の図面を台帳に貼り付ける場合は、貼り付ける紙の端(周囲)すべてにのり付けし、剥がれない様に注意)

※1 完了届等の書類は、工事完了後7日以内に提出し、責任技術者立会いのもと検査を受けること

※2 新築物件の完了検査は、必ず入居前に受けること